

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1280号)

平成26年12月12日

横 情 審 答 申 第 1280 号

平 成 26 年 12 月 12 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成26年9月2日環創地第431号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙」の非開示決定及び「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙の提出者に対して、送付した手紙」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙」を非開示とした決定及び「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙の提出者に対して、送付した手紙」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙」（以下「文書 1」という。）及び「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙の提出者に対して、送付した手紙」（以下「文書 2」という。文書 1 及び文書 2 を総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年 6 月26日付で行った非開示決定及び一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項第 2 号に該当するため文書 1 の全部及び文書 2 の一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 文書 1 は、個人（以下「本件個人」という。）が所有する特定の土地に係る地籍調査の内容に関して、本件個人の意思を本市に伝えるものであって、本件個人のほかにも第三者の氏名が含まれていることから開示することにより特定の個人を識別することができる。

また、文書 1 には本件個人の本市に申し入れたい要望が具体的に記載されている。このように、本市に対してどのような要望を行っているかという情報は一般に他人に知られたくない情報であると考えられるため、これを開示したとすると本件個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、文書 1 はその全体が本号本文に該当し、非開示とした。

- (2) 文書 2 のうち個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

文書 2 のうち文書 1 の内容が推測されるもの及び文書 1 からの引用部分は、文書

1の内容と同じ情報であるため、当該情報は個人に関する情報であり、公にすることにより本件個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、文書1の内容が推測されるもの及び文書1からの引用部分は、本号本文に該当し、非開示とした。

- (3) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、申立人らの財産権を保護するために不可欠である訴訟を提起するために本件申立文書は必要不可欠な証拠物であるという個別的理由により、本号ただし書イに該当するとして、本件処分において非開示とした情報を開示するよう主張しているものと解される。

しかし、条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

したがって、申立人の主張する個別的理由によって特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人の権利利益を害するおそれのある情報を公にすることが、一般に人の財産等を保護するために必要であるとはいえないため、本件処分によって非開示とした情報は本号ただし書イに該当しない。また、これらの情報は、本号ただし書ア及びウにも該当しない。

- (4) なお、文書1については平成24年10月29日横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「審査会答申」という。）第1067号において非開示妥当との判断がされ、また、文書2については平成25年7月12日審査会答申第1225号において一部開示妥当との判断がされており、本件処分はこれらの答申に基づき判断している。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、速やかに本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 申立人らは敷地返還訴訟を行っており、これに係る刑事告訴及び損害賠償訴訟は申立人らの財産権を保護するために不可欠の行為である。敷地返還訴訟につき、加害事実を知らながら重大な証拠物を保管・隠蔽し、訴訟の遂行を妨げる権利を実施機関が有している訳はなく、速やかに申立人らに情報提供すべきである。
- (3) 文書1は、偽の筆界点を作成し、大規模に筆界を偽造したことを暴露した重要文書であり、刑事告訴及び損害賠償請求をする上で決定的な意味を持つことは明らか

である。

担当係長は文書 1 を受け取ると、文書 1 そのものが横浜市に提出されていないことにしようと画策し、特定個人に圧力をかける目的で文書 2 を作成した。文書 2 を郵送し、連絡がないと、転居した特定個人宅を職員と訪れ、文書 1 について要望書ではないため回答しない旨を告げ、特定個人に了解させた。そして課長に対して、文書 1 の処理を終えたと報告したのである。

行政にとっては、国土調査によって作成された筆界が加害者の手紙一つで変更できないことは自明のことであり、手紙の通報を受けた以上は、事実関係を詳細に調べた上、関係被害者である申立人らにその事実を伝えるのが行政の本来あるべき姿である。条例第 7 条第 2 項第 2 号ただし書イに該当する本件申立文書について、個人情報情報を盾に申立人らへの公開を拒否するなどあり得ない。

- (4) 「個人の所有する土地」の個人とは申立人らのことであり、当該土地は申立人らの土地であって、特定個人の土地ではない。偽の筆界点についての情報は、全て申立人らの個人情報であって開示されなければならない。

5 審査会の判断

(1) 地籍調査に係る事務について

地籍調査は、地籍の明確化を図るため、筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するもので、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づき実施している。

横浜市の地籍調査に係る事務は、横浜市事務分掌規則（昭和 27 年 10 月横浜市規則第 68 号）に基づき「地籍調査事業に関すること」として、環境創造局総務部地籍調査課（以下「地籍調査課」という。）が所掌している。

(2) 本件申立文書について

文書 1 は、特定年月日付で地籍調査課に提出された本件個人からの手紙であって、本件個人の氏名、第三者の氏名、地籍調査を実施した特定の土地に関する本件個人の実施機関への要望等が記載されている。

文書 2 は、文書 1 について実施機関がその趣旨を確認するため、本件個人に対して連絡を求める旨の文書である。

実施機関は文書 1 の全体を、また、文書 2 のうち個人の氏名並びに文書 1 の内容が推測されるもの及び文書 1 からの引用部分を条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとしてそれぞれ非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書は、当審査会答申第1067号及び第1225号に係る対象行政文書と同一のものである。本件申立文書の本号該当性については、当審査会答申第1067号及び第1225号において示したとおりであり、現時点において当該答申における判断を覆すような事情の変化も認められないことから、実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして、文書1を非開示及び文書2を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月2日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成26年9月18日 (第176回第三部会) 平成26年9月25日 (第255回第一部会)	・諮問の報告
平成26年10月7日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年10月10日 (第260回第二部会)	・諮問の報告 ・審議
平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・審議